

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.11

発行／2021年 8月 30日 発行者／神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-民事訴訟 カーボン・ニュートラルの方針を問う、行政訴訟控訴審9.13-

1.民事訴訟 第12回期日(2021年7月13日)

(1)被告らに対する求釈明について

原告より①受忍限度論に関する書面、②PM2.5に関する書面、③求釈明を求める 準備書面を提出しました。期日のプレゼンでは、喜多弁護士より、神戸製鋼及び関西電力に対して、環境保全措置についての求釈明を求めました。求釈明とは、相手の主張について、不明な点などを明らかにするよう求めることです。

環境保全措置は、本件事業が違法かどうかの判断における受忍限度論のなかで、「侵害行為からその被害を防止するための措置」として、その有無や内容、効果などが考慮要素とされています。本件では、主にCO₂排出に関する環境保全措置は、神戸製鋼の環境影響評価書記載のとりの措置と神戸市との環境保全協定の締結が被告らより主張されています。

しかしながら、環境影響評価書も環境保全協定も、いまから3年前の2018年に作成されたものです。その後の情勢の変化から、当時から石炭火力発電所をめぐる状況は一変しております。日本の政府として、カーボンニュートラル宣言、CO₂排出46%削減目標が掲げられました。

そして、被告らもそれぞれ中期経営計画を発表し、神戸製鋼の発電事業のカーボンニュートラルへの挑戦、関西電力は、電源のゼロカーボン化の取り組みという記載があります。計画上では、政府の温室効果ガス排出削減目標や計画と整合性を図っていくと読めますが、内容をみると、現在進行中の本件火力発電所の新設とは整合性がないといえます。特に、神戸製鋼が環境影響評価書に記載したCCS(二酸化炭素貯留設備)は、今般の中期経営改革の発電事業部分には記載がありませんでした。

以上の点を踏まえ、CCS等の環境保全措置についての現実的な検討状況を明らかにするよう求めました。

(2)アスベスト判決を受けて

池田弁護士より、アスベスト最高裁判決において建材を市場に供給すること自体を不法行為と認めている点を、石炭火力発電所がCO₂を大気に排出することが同様に考えられると指摘しました。この点については、次回までに法律論の主張を補充することとなりました。

(3)裁判期日後の進行協議

進行協議期日では、被告らは、求釈明に答えることが求められました。そして、原告には、これまでの主張を要約した書面を提出するよう求められました。

(4)被告らに対する求釈明について

8月12日付で関西電力から、求釈明に対する回答がなされました。そこでは、「被告関西電力としては、自社の電源・他社から受電する電源を問わず、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた最適な電源ポートフォリオの構築を目指す考えである。その中で、本件電力受給契約の取り扱いについても検討していく。」とされています。

2.民事訴訟の次回期日

次回期日は、10月5日(火)午前10時30分から口頭弁論期日と指定されています。次々回期日は、1月18日(火)午前10時30分です。

次回期日(10月5日)までに、原告からはアスベスト最高裁判決を踏まえた法律上の主張を補充するとともに、これまでの主張の要約書面を提出する予定です。また、証人申請を予定しており、原告団から候補者を選定し、弁護団の担当弁護士と主張内容を協議しています。

3.行政訴訟について

行政訴訟では、控訴審の第1回期日が9月13日となりました。控訴審に向けた主張を控訴理由書として提出しています。また、1審判決で傍論とされた温暖化に係る主張を追加提出する予定です。現時点では、国から反論書面は提出されていません。期日後には、報道機関への説明、期日報告会を予定しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さない状況です。9月13日の報告会について、zoomを利用したオンラインでの配信も予定しております。ぜひ、控訴審をたたかう原告・弁護団へのサポートをよろしくお願いいたします。

裁判所へ提出した書面は、神戸石炭訴訟HPからご覧いただけます

民事訴訟 準備書面(22) 被告らに対する求釈明について

<https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2021/08/kobe-minji-junnbisyomen22.pdf>

行政訴訟 控訴理由書

<https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2021/08/kobe-gyousei-kousoriyuusyo.pdf>



神戸石炭訴訟
Kobe Climate Case



神戸石炭訴訟HP
文書 QRコード

原告の声 神戸石炭火力発電 心の内側

昔、マルメ(スウェーデン)～コペンハーゲン(デンマーク)の往復に友人の車を借り走行した。帰路、冬の日没は早夜道。出口照明の街灯は3本のみでゆっくり走行しなければ通り越す。無事友人宅へ。鍵を返す時、「しかし暗い道路ね」と少し不満ぽく言った。「自分の走る道、自分で照らせば良い。いらない電気、税金の無駄だ。」帰国後、幕張往復で過保護を痛感した。照明の5本の内4本は不必要と。明るい道路・スピードは出る・スピード違反を超高性能・価格のカールツワイスがしっかり現場を捉える。

翌年マルメ滞在中に、国民投票に向け動きが始まった。チェルノブイリ原発事故を機に、原発撤廃を市民が考え、自らの責任と行動で賛否を問う。2020年迄に撤廃と国民の総意が示された。明かりを大事にする国民。賢い選択のできる国・スウェーデンを胸に刻んだ。

日本の私達、何してる?COP3京都議定書。福島第1原発事故。結果神鋼火力発電所の増設!?。反火力発電署名活動に参加した。通行人の「反対するのは判った。具体策は?」の問いに、「自分の出来る事しましょ、無駄な電気消しましょ。賢い選択しましょ。孫のために」と応えた。

(原告 中西康子)



神戸製鋼所 株主総会2021 アクションを実施しました

2021年6月23日(水)、新設石炭火力の計画を進める神戸製鋼所の株主総会が開催されました。これまでは、会場に来た株主へ、「石炭火力発電所の計画中止を提案して欲しい」という、お願いをするだけでした。今年は、神戸の石炭火力発電を考える会のメンバーが株主として、山口貢社長をはじめとする経営陣に対して、石炭火力事業からの撤退と、カーボンニュートラルの方針について意見を述べました。

経営陣へ問い質したこと

石炭火力のコストは再エネと比較しても高い。世界での太陽光・風力のコストは石炭の約3分の1になっており、もはやコスト競争で負け始めている。石炭火力発電所から排出されるPM2.5は健康影響があり、新型コロナウイルスの感染、重症化との関連性も指摘されている。事業説明のなかでは「不採算事業の再構築」として不採算事業を整理するという説明があったが、なぜ石炭火力発電事業はこの不採算事業に入らなかったのか。

カーボンニュートラルの方針について

神戸製鋼の中期経営計画に掲げられたカーボンニュートラルについて(2021年5月に発表)、新中期経営計画では、高炉、火力事業のロードマップが描かれているが、火力事業のロードマップにCCS等の記載がないのはなぜか。計画時のアセスにおいて省庁から出されている意見にも対策として検討すると記載があった。火力発電事業については、CCUS/CCS等を導入することを断念したのか。

神戸製鋼所の反論・回答

再エネが安いというのは海外のものを言われている。日本では、政府の発電コストの試算において、石炭火力は安価で経済性を持つと評価されている。大気汚染について、PM2.5は火山など自然現象でも発生する。発電所の関係では、NOx、SOxが関係してくるが、国内最高水準の除去設備を導入している。これまでの1-2号機の運転実績からしても、周辺環境へ、それほど大きな影響を与えることはないと考えている。

中期経営計画のロードマップについては、政府の成長戦略でCCUS/CCS、アンモニア、水素が記載されている。当社としても、そうした政府の方針に沿って検討してきた。鉄鋼においては、すでに熱利用・回収などを導入している経験から、CCS等についても記載をしている。当社としては、政府の成長戦略に記載されているものとして、アンモニア、水素について着目した。

(※質疑の内容は発言を簡略化して記している部分もあり、文言については正確性を保証するものではありませんので、ご留意ください。)

株主総会会場の最寄り駅では来場する株主・投資家へ『神戸製鋼所グループに関する 2021年 事業リスク・レポート』を配布しました。株主と投資家の方々に、神戸製鋼所が策定した経営計画の転換が迫られていることを訴えるものです。レポートは、「神戸の石炭火力発電を考える会」のHPに掲載しています。

Topics

自治体株主による、関西電力への株主提案 議決権行使結果について

前回(10号)のニュースレターで紹介した、京都市が株主として、関西電力に発電事業の脱炭素化を提案した件について続報です。同社の株式を保有する、大阪市、兵庫県、神戸市が、京都市提案にどのような議決を意思表示したのかが明らかとなりました。

自治体が関西電力の株式を保有している理由は、1937年の日中戦争まで遡ります。戦争体制を構築するなかで電力会社は「日本発送電」1社に、配電会社を全国9地区ごとに統合・再編されました。その際、自治体が保有していた配電・発電設備も供出し、資産価値に相当する株式をそれぞれの会社から引き受けたという経緯です。現在も株式を保有し続けている名目として、大阪市は市民から寄せられた質問に対して、「市民生活の向上及び産業の発達による電力需要の増大に対処して電力供給の経営基盤の安定に寄与するため」と回答しています(市民の声 ページ番号:511582)。公益的観点から株式を保有していると解することができます。

さて、京都市による脱炭素提案ですが、3自治体の議決権行使は割れました。京都市と共同で株主提案を実施してきた大阪市は「賛成」の意思表示をしました。しかし、兵庫県は「反対」、神戸市は「棄権」としています。

気候変動対策の強化、原子力依存からの脱却、再エネ普及、いずれをとっても、関西電力の経営方針が市民生活、将来世代に大きく影響します。京都市は、自治体株主として行動しました。兵庫県、神戸市についても、市民の命と財産を守るため、関西電力に対して変革を強く迫るべきではないでしょうか。

Topics

IPCC 第6次評価報告書が公表 人間活動の影響 疑う余地はない

8月9日、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)から第1作業部会(WG1)が、地球温暖化の科学的根拠をまとめた第6次評価報告書(AR6)の政策決定者向け要約(SPM)を発表しました。気候変動に関する科学レポートとして最も信頼される報告書です。今回の報告書は、「人間の影響が気候システムを温暖化させていることに疑う余地はない」とこれまでより踏み込んだ表現をしています。

この報告書の発表を受け、国連のグテーレス事務総長は「報告書は人類に対する警鐘だ」としてグラスゴーで開催されるCOP26の重要性を訴えました。

報告書の詳しい内容を、編纂に関わった江守正多さん(国立環境研究所)が動画で紹介されています。ぜひ、ご覧ください。

You Tube
QRコード



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobecclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ 今後の裁判期日について



行政訴訟 控訴審 第1回期日

日時:2021年 9月13日(火)14:30より

場所:大阪高等裁判所 202号法廷

期日報告会:開催予定



9/13オンライン参加
申し込みQRコード

民事訴訟 第13回期日

日時:2021年 10月5日(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催予定(詳細はHPに掲載)

裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所においても原告席、傍聴席が減らされています。
当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。